

平成 19 年新潟県中越沖地震による東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所での火災及び放射能漏れを受けた指示について(報告)

新潟県中越沖地震による東京電力柏崎刈羽原子力発電所での火災及び放射能漏れを受け、経済産業省原子力安全・保安院から指示された高速増殖炉研究開発センター及び再処理施設(核燃料サイクル工学研究所)の消防活動の体制の点検及び放射能漏れ等の事故についての報告体制の確認を実施した結果を報告します。

対象拠点;高速増殖炉研究開発センター及び核燃料サイクル工学研究所

報告の概要は、以下のとおりです。

1. 消防活動体制の点検結果

(1) 機構内体制

① 連絡体制

火災の 119 番通報は、火災の発見者が実施(核燃料サイクル工学研究所)する場合と、発見者から当直長又は管理課長経由で行う場合(高速増殖炉研究開発センター)を確認した。また、通報連絡は、機構内規則等に基づき発災拠点から直接監督官庁、自治体に行くことを確認した。

② 初期消火体制

機構内規則等に基づき発見者等による初期消火、自衛消防隊や事故時の消防班による消火活動を行うことを確認した。

③ 自衛消防隊

機構内規則等に基づき自衛消防隊が設置されていることを確認した。

(2) 地元消防との連携

地元自治体消防との協定又は覚書を締結し、適宜の情報交換や合同訓練の実施など必要な対応を行っていることを確認した。

(3) 消防設備の設置状況

消防法に基づく設備の設置と火災発生時対応に必要な設備を設置していることを確認した。

(4) 消防資機材の点検

消防法に基づく消火設備の点検を、定期的実施していることを確認した。

(5) 教育訓練

機構内規則等に基づき非常事態総合訓練、火災対応訓練、通報連絡訓練等を計画し、定期的実施していることを確認した。また、定期的に自衛消防隊等の訓練を実施していることを確認した。

2. 放射能漏れ等の事故についての報告体制の確認結果

(1) 機構内体制

機構内規則等に基づき休日・夜間を含め事故通報を行う体制を整備していることを確認した。発災拠点の事故の発見者から通報連絡責任者に通報し、発災拠点の通報連絡責任者等から直接監督官庁、自治体に通報することを確認した。また、事故発生時には、緊急招集設備により関係者が一斉招集されることを確認した。

(2) 連絡資機材の状況

連絡資機材として固定電話、内線 PHS、携帯電話や FAX などが適切に設置され、定期的に点検されていることを確認した。

(3) 教育・訓練

機構内規則等に基づき事故時対応訓練が計画的に実施していることを確認した。

3. 今後の対策

自衛消防体制の強化及び迅速かつ厳格な事故報告体制の構築のため、以下の対策について、具体的な導入計画を検討し、速やかに報告する。

- (1) 常駐及び近隣の宿舎からの迅速な参集等による夜間・休日における初期対応要員の確保
- (2) タンク付き消防車及び化学消防車等の配備
- (3) 消防署との間の専用通信回線の開設・確保
- (4) 地元消防署等と連携した訓練の実施・追加
- (5) 夜間・休日における放射能測定要員の常駐化や参集方法の改善と、放射線管理部門要員以外でも放射能測定を実施できるようなマニュアルの整備等
- (6) 衛星携帯電話や小型無線機等の導入・増強と、通信機器の破損防止のため、固定状況の確認等
- (7) 万一、放射性物質の漏えいなどが発生した場合に的確な判断が行えるようなマニュアルの明確化と、通報訓練による対応能力の維持・向上

以上